

自動車リサイクルシステムへの「事業者登録申込書」

送付先変更のお知らせについて

自動車リサイクルシステムへの事業者登録を行うには、事前に自治体（都道府県知事または保健所設置市の市長）の登録・許可を受け、「事業者登録申込書」に必要事項を記入し、その他必要書類とともに、自動車リサイクル促進センターに郵送する必要があります。

今般、自動車リサイクル促進センターから当会に、本年10月1日より「事業者登録申込書」等の送付先を変更する旨の案内がありましたので、下記のとおりお知らせ致します。

なお、本件につきましては、下記2に示す自動車リサイクルシステムホームページに掲載されておりますので、必要に応じてご確認ください。

記

1. 平成28年10月1日からの「事業者登録申込書」等の送付先

〒105-8691

東京都芝郵便局 私書箱第8号

公益財団法人自動車リサイクル促進センター

事業者情報登録センター

2. 変更となる案内箇所

(1) 各種申請書書式 【事業者登録】 お申込み手順

URL: <http://www.jars.gr.jp/jgs/exjg1000.html?1473985778870>

(2) 宛先ラベル

URL: <http://www.jars.gr.jp/apd/jgs/label.pdf?1473985783957>

以上